包括外部監査の結果に対する改善措置

監査対象:群馬県立前橋女子高等学校

| 監査結果<指摘事項> | 改善措置 |
|--|--------------------------------|
| 11 備品の現品確認について | 県財務規則第231条の規定に基づき平成19年度以 |
| 備品の現品確認は、県財務規則第 231条に規定されており、規定に 従い実施すべきである。 | 保は、毎年度8月に現品確認を実施するよう徹底した。 ・ |
| 23 授業料免除基準の運用について | 別掲(「各県立学校共通項目」参照) |

| 意見 | 改善措置 |
|---|--|
| 5 随意契約の見積業者が長期・固定 化していることについて | 別掲(「各県立学校共通項目」参照) |
| 6 随意契約において見積合せの省略 理由が不明確な事例について | 別掲(「各県立学校共通項目」参照) |
| 17 公有財産台帳の管理について | 別掲(「各県立学校共通項目」参照) |
| 31 学校が負担すべき支出を私費会計で負担していることについて 支出の趣旨、目的や内容を吟味して、本来学校が負担すべきものと私費として生徒・保護者が負担する必要がある。 (2) 進路指導に関する経費やパソ支出している事例 (4) 私費会計から学校の事務補助員の給料等を支払っている事例 (6) 教員の生徒部活動に伴う旅費こいて取扱が明確でない事例 | (2) パソコンは、寄附受け入れの手続きを行い、学校備品として適切に管理する。公費、私費の負担の取扱は、支出の目的や内容等に応じた経費負担を明確化し、公費と私費との適切な執行を徹底する。 (4) 雇用が教育後援会との契約であることを踏まえ、補助員の業務内容を見直し専ら団体業務に従事することを明確化する。なお、教育後援会では源泉徴収義務者の届出、本人からの扶養控除申告書の提出等、適切な税務処理を行うこととした。 (6) 旅費の公費、私費の負担区分を明確化し、それぞれの負担すべき経費を予算化し執行することに改めた。 |

監査対象:群馬県立勢多農林高等学校

| 監査結果<指摘事項> | 改善措置 |
|--|--|
| 13 薬品等の管理状況について | 不備のあった薬品庫及び管理簿等については平成18 |
| 毒物・劇物に指定されている薬品 を取り扱っていることから、適切な 保管管理等に努める必要がある。 | 年度末までに整備し、法令に基づく適正な保管管理を徹底した。 |
| 23 授業料免除基準の運用について | 別掲(「各県立学校共通項目」参照) |
| 24 生産物の販売に係る収納事務について | 包括外部監査終了後野菜の収穫、販売にかかる生産物 出納簿を整備し、速やかに収納決議をするよう徹底した。 |
| 生産物収入については、適時に収 納決議をすべきである。 | 山約海を整備し、極やかに収納大議をするよう徹底した。 |
| 30 学校徴収金の管理が適切でない事例について | 平成18年度末から当該年度にかかる出納が完結した時点で飲みを行い、出納策と証拠数を表する。 |
| 学校徴収金の管理が適切でない事 例が散見された。 (1)学校で預金通帳及び帳簿、証憑 類が保管されていない事例 | 時点で監査を行い、出納簿と証憑類を添えて学校で保管するよう徹底した。 |

| 意見 | 改善措置 |
|---|---|
| 5 随意契約の見積業者が長期・固定 化していることについて | 別掲(「各県立学校共通項目」参照) |
| 6 随意契約において見積合せの省略 理由が不明確な事例について | 別掲(「各県立学校共通項目」参照) |
| 7 支出回議書に添付される業者請求 書の日付記載洩れについて | 請求書に日付の記載をするように業者を指導するとと もに、請求書の日付の確認をするよう徹底した。 |
| 業者からの請求書に請求日付の記載のないものが多数見受けられた。 学校側の受付日付印、検査済み印はあるものの、実際の納品日が明確でなく所定の手続き以前の納品であっても検証できない状況にある。 | |
| 8 くじ引きの経過資料の保存について | 書類として残るアミダくじに改めた。 |
| 指名競争入札方式において入札価 格が同額である場合のくじ引きの方 法が経過資料の残らない方法によっ ている。 | |
| 9 請書徴取の省略の範囲について 県財務規則第191条第3項では 契約金額が100万円未満の契約 は契約担当者の裁量により請請書の 取を省略できることされて質いと である場合に限られている。 を1000 対のはよりによりである。はと 認める場合に限られている。 契約金額が100万円共満の契約 であるものの、契約の性質ないと 対のを省略してもでいる。 対のものの、契約を ものの、契約を はないと考えられる契約を はないても はないても はないても はないても はないても はないても はないても はないても はないても はないても はないても | 契約の金額のみに拠らず、性質や目的などを勘案し、 省略しても支障がないと認められる場合のみ省略するよう事務改善した。 |
| 20 演習林について 広大な面積の演習林については、 学校生徒数の規模に比し、過剰施設 であると思われる。また、そのほと んどが使用されずに放置されてお り、今後何らかの対策が必要である。 | 演習林は、科目「森林科学」や「森林経営」等における木材生産に関する林業教育と、科目「森林環境」や「グリーンライフ」等における森林を活用した環境学習の場として活用されている。 特に環境学習の場としての森林活用場面が多く設定されるようになり、整備の行き届いた森林形態よりも、自然生態系を維持した森林形態の必要性が増大してきており、一定以上の面積を有することが条件となっているので、演習林の面積は、適切な広さであると考えている。適正な維持管理を行いながら、さらに活用形態の幅を広げ、より有効に活用できるよう検討する。 |

| 意見 | 改善措置 |
|--|---|
| 26 ペット犬の販売について 勢多農林の応用動物コースでペット犬を販売しているが、その販売高の大半を1社のペット業者に販売しており、他の業者からの見積書等を入手していない。 | 平成18年度下期より従来に増して、複数のペット業者と取引を行った。 |
| 27 果樹の販売価格について 勢多農林の果樹の販売は梨が主力 であるが、毎年同じ価格で販売して いる。 | 平成18年度後半より販売価格の決定に当たっては、 市場価格など最新の情報入手に努めその都度適正な価格 設定を行うこととした。 |
| 31 学校が負担すべき支出を私費会計で負担していることについて 支出の趣旨、目的や内容を吟味して、本来学校が負担すべきものと私費として生徒・保護者が負担すべきものの区分を明確にする必要がある。 (4) 私費会計から学校の事務補助員の給料等を支払っている事例 | 雇用契約は後援会とのものに改め、後援会と業務内容の見直しについて協議し、雇用契約の中に業務内容を明記し、明確化を図った。 |
| 39 入学時に係る学校徴収金の範囲について 入学時に係る費用を生徒・保護者から徴収しているが、この中には体育着や実習着等の費用も含まれ、広範囲にわたっているため徴収側の学校の事務作業が煩雑になっている。 | 平成20年度より学校で一括徴収すべき品目の範囲を 見直すと共に、業者による現金販売や保護者が販売店に 購入に行く方法を取り入れ、事務の簡素化を行うことと した。 |

監査対象:群馬県立前橋工業高等学校

| 監査結果<指摘事項> | 改善措置 |
|--|---|
| 3 随意契約選択の不適切について 予定価格が随意契約によることが できる場合の限度額を超過していた にもかかわらず、随意契約となって おり、また、随意契約を採用した理 由も明記されていなかった。 | 包括外部監査実施後契約事務については県財務規則第 188条を遵守し、適正に執行するよう徹底した。 |
| 4 予定価格の積算根拠が不明な事例 について 平成16年度の指名競争入札による契約において、予定価格の積算根 拠が不明な案件が1件あった。 | 包括外部監査実施後、予定価格積算の根拠となる資料 を適切に保管するよう徹底した。 |
| 12 寄附受け入れ手続きの洩れについて 備品の寄附につき規則に則った受け入れ手続きをしていないものがあった。 | 指摘を受けた備品3点は平成19年3月30日に県有備品として登録した。 |
| 23 授業料免除基準の運用について | 別掲(「各県立学校共通項目」参照) |

| 意見 | 改善措置 |
|---|--|
| 17 公有財産台帳の管理について | 別掲(「各県立学校共通項目」参照) |
| 31 学校が負担すべき支出を私費会計で負担していることについて 支出の趣旨、目的や内容を吟味して、本来学校が負担すべき担すべら負担するとして生徒・保護者が負必要もの区分を明確にする必要の区分を明確に係る費用にのる方にでは、保護者がのでは、学校施設の清掃に係る費用にのより、当時のでは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、 | (1) 清掃費の徴収は廃止した。 (2) 進路指導費で支払っていた進路指導教授用書籍代について公費で支払うことに改めた。 (5) 研究助成費の受け入れにあたっては団体の助成趣旨を十分踏まえた上で、学校として受領すべきか判断し、受領する場合も公費と混同しないよう、適正に処理する。 |
| 32 生徒·保護者からの徴収根拠となる規程・規約等がない会計について 生徒・保護者からの徴収根拠となる規程・規約がなく、会計報告・監査も行われていない会計があった。 | 部活動後援費の徴収を廃止した。これに類する費用は全てPTA会費とし、PTA会則で徴収根拠を規程(平成19年4月21日総会決定)した。今後はPTA監査を受け、総会で決算報告し承認を受けることとした。 生徒会費の積立金については監査を受け、平成19年5月31日の生徒会総会に諮って承認を受けた。 |
| 33 過去の余剰金を繰越金としてそのまま引き継いでいる会計について 過去の余剰金を繰越金としてそのまま引き継いでいる会計があった。 学校では資金源泉について把握していない。 | 余剰金は全て過去の徴収金の余剰金によるものと特定し、PTAの監査を受け、平成19年4月21日の総会で決算報告の承認を受けた。 |
| 40 他団体から委任されている事務の不適切について | PTA会計における請求書及び領収書の宛名をPTA会長名とするよう関係者と協議して改めた。 |

監査対象:群馬県立高崎商業高等学校

| 監査結果<指摘事項> | 改善措置 |
|--|--|
| 11 備品の現品確認について | 平成19年度以降は、県財務規則第231条の規定に |
| 備品の現品確認は、県財務規則第 231条に規定されており、規定に 従い実施すべきである。 | 基づき毎年度8月中に現品確認調査を実施するよう徹底した。 |
| 23 授業料免除基準の運用について | 別掲(「各県立学校共通項目」参照) |
| 30 学校徴収金の管理が適切でない事例について 学校徴収金の管理が適切でない事例が散見された。 (3)バッチ・ステッカー会計において販売金や売上帳の管理が適切でない事例 | 平成19年度より適正な価格単価を設定し、毎月の現金管理や在庫状況の確認、年度の決算を行うよう改めた。 |

| 意見 | 改善措置 |
|---|--|
| 2「給与口座振込申込票」の取扱事務 について 「給与口座振込申込票」に関する取 扱事務について適切に処理する必要 がある。 | |
| 9 請書徴取の省略の範囲について 県財務規則第191条第3項では 契約金額が100万円未満の契約担当者の裁量により請書の徴取を省略できることされて19日本で 取を省略できることされて19日本でもし、19省略しても支障がなりである場合に限られている。 契約金額が100万円未満の契約であるものの、契約の性質やすべいであるものがあった。 製約をであるものがあった。 はないと考えられる契約につも はないと考えら事例があった。 | 請書の徴取については、契約内容を吟味し、契約の性質・目的により慎重に判断し、安易に金額だけの判断で省略しないこととした。 |
| 25 授業料の未納状況について 授業料未納者のうちに実質的に不 納欠損処理すべきと思われるものが あった。 | 未納者の所在等の調査を続行し、収入未済の解消に努める。 |
| 31 学校が負担すべき支出を私費会計で負担していることについて 支出の趣旨、目的や内容を吟味して、本来学校が負担すべきものと私費として生徒・保護者が負担すべきものの区分を明確にする必要がある。 (4) 私費会計から学校の事務補助員の給料等を支払っている事例 (7) 学校の修繕等に使用されている事例 | (4) PTA会計の事務補助員雇用については、PTA会長と雇用契約を交わしているが、その契約内容を吟味し、誤解が生じないようより細かな規程を設けることとなった。 (7) 学校の修繕費については、原則公費負担とすることとした。 |
| 32 生徒・保護者からの徴収根拠となる規程・規約等がない会計について 生徒・保護者からの徴収根拠となる規程・規約がなく会計報告・監査 も行われていない会計があった。 | PTAとして規程・規約を整備し、会計報告、監査事務を実施することとなった。 |

| 意見 | 改善措置 |
|---|--|
| 33 過去の余剰金を繰越金としてそのまま引き継いでいる会計について過去の余剰金を繰越金としてその | 余剰金は全て過去の徴収金によるものと特定し、PTAに属するものとし、平成20年度総会で承認を受けることとなった。 |
| まま引き継いでいる会計があった。 学校では資金源泉について把握していない。 | |
| 35 学校徴収金の徴収金額の妥当性について | 徴収額の減額を行い、適正な受益者負担を図り過剰な 残高が残らないようにした。 |
| 実費支弁的な意味合いを持つ学校 徴収金については、余剰が出れば生 徒・保護者に返金すべきものである ので、過剰な残高が残らないような 適正額を算出して徴収するように改 善されたい。 | |
| 40 他団体から委任されている事務の 不適切について | 賞与所得税の源泉徴収手続きについて、適正に処理(平成17年分給与所得者の扶養控除申告書を添付)をした。 |
| 県立学校は、PTA等の関連団体から資金の徴収事務や資金の管理事務などを委託されているが、その代行事務の執行において不適切な事例があった。 | 部活動後援会費の過大支払いについては、平成18年 12月14日に戻入処理をした。 |

監査対象:群馬県立新田暁高等学校

| 監査結果<指摘事項> | 改善措置 |
|--|---|
| 3 随意契約選択の不適切について | 包括外部監査実施後契約事務については県財務規則第 |
| 予定価格が随意契約によることができる場合の限度額を超過していたにもかかわらず、随意契約となっており、また、随意契約を採用した理由も明記されていなかった。 | 188条を遵守し、適正に執行するよう徹底した。 |
| 11 備品の現品確認について | 平成19年度からは、現品確認日程の計画を定め、各 |
| 備品の現品確認は、県財務規則第 231条に規定されており、規定に 従い実施すべきである。 | |
| 13 薬品等の管理状況について | 不備のあった薬品庫及び管理簿等については平成18 |
| 毒物・劇物に指定されている薬品 を取り扱っていることから、適切な 保管管理等に努める必要がある。 | 年度末までに整備し、法令に基づく適正な保管管理を徹 |
| 23 授業料免除基準の運用について | 別掲(「各県立学校共通項目」参照) |
| 42 生徒情報システムの情報セキュリ ティについて | 平成19年3月にIDの設定やパスワード等、一定の 制限をかけた。また、平成19年度にアクセスログの設 |
| 標記システムの情報セキュリティ に関して対応が不十分である。 | 定を行った。 |

| 意見 | 改善措置 |
|------------------------------------|-------------------|
| 5 随意契約の見積業者が長期・固 定化していることについて | 別掲(「各県立学校共通項目」参照) |
| 6 随意契約において見積合せの省略 理由が不明確な事例について | 別掲(「各県立学校共通項目」参照) |

監査対象:群馬県立沼田高等学校

| 監査結果<指摘事項> | 改善措置 |
|-------------------|-------------------|
| 23 授業料免除基準の運用について | 別掲(「各県立学校共通項目」参照) |

| 意見 | 改善措置 |
|---|--|
| 1 出勤簿の記載洩れ、記載誤りについて いて 出勤簿の記載について、一部記載 洩れ、記載誤りがあった。 | 平成18年9月に記載誤りを訂正し、記入及び管理を 適切に行うこととした。 |
| 5 随意契約の見積業者が長期・固定 化していることについて | 別掲(「各県立学校共通項目」参照) |
| 6 随意契約において見積合せの省略 理由が不明確な事例について | 別掲 (「各県立学校共通項目」参照) |
| 18 未利用施設の対策について 使用又は利用されていない施設に ついては早急にその対策を講じる必 要がある。 | プールについて、水泳が体育の授業に取り入れられなくなったことが大きな要因であるが、今後、授業で水泳を扱うことも考えられることから、利用方法や管理のあり方を検討する。 その際、現在の状況からだけではなく、長期的な視野に立ったより良い利用方法を補助事業取得財産の処分制限期間も考慮した上で検討する。 |
| 34 他団体からの管理委託金としての 見直しが必要な会計について 百周年事業会計については、実質 的に同窓会からの管理委託金の性格 を有するが、委託契約もなく管理責 任等が曖昧な状態になっている。 | 管理を委託された資金として明確に位置づけるため、 委託契約を締結し、学校の管理責任の範囲を明確にした。 |
| 35 学校徴収金の徴収金額の妥当性について 実費支弁的な意味合いを持つ学校 徴収金については、余剰が出れば生 徒・保護者に返金すべきものである ので、過剰な残高が残らないよう適 正額を算出して徴収するように改善 されたい。 | |
| 37 校外模試について 校外模試について改善すべき点が あった。 | 教職員がPTA等の主催する校外模試監督等の業務に 従事する場合には、兼業許可の手続きをとることとした。 教職員に支払われる監督代については、すべて所得税 の源泉徴収を行うよう改めた。 校外模試では、剰余金が生じないよう取り扱いを改め た。 校外模試支払証憑は、学年会計担当者が管理するよう 改めた。 |
| 38 進路指導会計から支出されている 補習手当について 進路指導会計から支出されている 補習手当につき教育委員会から兼職 ・兼業許可を得ることを検討する必 要がある。 | 勤務時間外に、教職員がPTA等の主催する課外補習の業務に従事する場合には、兼業許可の手続きをとることとした。 |

監査対象:群馬県立利根実業高等学校

| 監査結果<指摘事項> | 改善措置 |
|--|--|
| 11 備品の現品確認について | 平成19年度以降は、県財務規則第231条の規定に |
| 備品の現品確認は、県財務規則第 231条に規定されており、規定に 従い実施すべきである。 | 基づき、毎年度8月までに現品確認調査を実施するよう |
| 13 薬品等の管理状況について | 不備のあった薬品庫及び管理簿等については平成18 |
| 毒物・劇物に指定されている薬品 を取り扱っていることから、適切な 保管管理等に努める必要がある。 | 年度末までに整備し、法令に基づく適正な保管管理を徹 |
| 23 授業料免除基準の運用について | 別掲(「各県立学校共通項目」参照) |
| 30 学校徴収金の管理が適切でない事例について | 指摘された事例については平成18年度から改善済であるが、支出の証拠となる証憑類(請求書、領収書など) |
| 学校徴収金の管理が適切でない事 例が散見された。 | を適切に保管するよう改めて徹底した。 |
| (2) 支出の根拠となる証憑類(請求書、領収書など)が適切に保管されていない事例 | |

| 意見 | 改善措置 |
|---|---|
| 1 出勤簿の記載洩れ、記載誤りについて | 出勤簿及び復命書の記入、管理を徹底した。 |
| 出勤簿の記載について、一部記載 洩れ、記載誤りがあった。 | |
| 5 随意契約の見積業者が長期・固定 化していることについて | 別掲(「各県立学校共通項目」参照) |
| 6 随意契約において見積合せの省略 理由が不明確な事例について | 別掲(「各県立学校共通項目」参照) |
| 16 必要がなくなった物品について 必要がなくなった物品を保管して おくことは管理の手間や保管スペースの問題など事務の効率化に支障を きたすことになるので、使用可能性 も検討した上で不用の決議を行う必要がある。 | 有姿除却となっていたパソコンは、平成19年3月末に廃棄処分を完了した。 畜産実習室(鶏舎)内の有姿除却備品は、建物と一体のものが多いことから、廃棄処分の方法を検討する。 |
| 18 未利用施設の対策について 使用又は利用されていない施設に ついては早急にその対策を講じる必 要がある。 | 畜産実習室の鶏舎、豚舎、堆肥舎(処分制限期間未経 過施設)及び赤城農場宿泊実習棟について、現状を把握 し、利用方法や管理のあり方を検討する。 その際、現在の状況からだけではなく、長期的な視野 に立ったより良い利用方法を補助事業取得財産の処分制 限期間も考慮した上で検討する。 農業管理実習室については、可能な限り早期に解体す る。 |
| 19 老朽化した建物について 老朽化し、補修が必要な建物・施 設については早急に対策を講じる必 要がある。 | 補修を要する建物については、その必要性を含め、改 修を検討する。 |
| 20 演習林について 広大な面積の演習林については、 学校生徒数の規模に比し、過剰施設 であると思われる。また、そのほと んどが使用されずに放置されてお り、今後何らかの対策が必要である。 | 演習林は、科目「森林科学」や「森林経営」等における木材生産に関する林業教育と、科目「森林環境」や「グリーンライフ」等における森林を活用した環境学習の場として活用されている。 特に環境学習の場としての森林活用場面が多く設定されるようになり、整備の行き届いた森林形態よりも、自然生態系を維持した森林形態の必要性が増大してきており、一定以上の面積を有することが条件となっているので、演習林の面積は、適切な広さであると考えている。適正な維持管理を行いながら、さらに活用形態の幅を広げ、より有効に活用できるよう検討する。 |
| 45 個人用パソコンの使用に関する管理について 個人用パソコンの使用について、 台数把握等の管理もされていない学校があった。 | 校内ネットワークへの接続に際しては、「個人所有パソコンネットワーク接続許可申請書」を提出し、管理者の許可を得ることとした。 |

監査対象:群馬県立万場高等学校

| 監査結果<指摘事項> | 改善措置 |
|-------------------|--|
| 11 備品の現品確認について | 平成19年度から現品確認の実施手順を定め、それに |
| 231条に規定されており、規定に | 基づき確認を行うとともに、確認結果に基づき、県財務 規則に規定されている物品の不用決議等の事務を適切に 行った。 |
| 23 授業料免除基準の運用について | 別掲(「各県立学校共通項目」参照) |

| 意見 | 改善措置 |
|------------------------------------|--------------------|
| 5 随意契約の見積業者が長期・固定 化していることについて | 別掲(「各県立学校共通項目」参照) |
| 6 随意契約において見積合せの省略 理由が不明確な事例について | 別掲 (「各県立学校共通項目」参照) |
| 17 公有財産台帳の管理について | 別掲(「各県立学校共通項目」参照) |

監査対象:群馬県立盲学校

| 意見 | 改善措置 |
|--|--|
| 1 出勤簿の記載洩れ、記載誤りについて いて 出勤簿の記載について、一部記載 洩れ、記載誤りがあった。 | 平成18年8月から出勤簿・年休簿・出張申請書および復命書・研修承認簿および報告書・職免簿等の適切な記入、管理を行うよう徹底した。 |
| 5 随意契約の見積業者が長期・固定 化していることについて | 別掲(「各県立学校共通項目」参照) |
| 6 随意契約において見積合せの省略 理由が不明確な事例について | 別掲(「各県立学校共通項目」参照) |
| 16 必要がなくなった物品について 必要がなくなった物品を保管して おくことは管理の手間や保管スペー スの問題など事務の効率化に支障を きたすことになるので、使用可能性 も検討した上で不用の決議を行う必 要がある。 | 昭和の時代に使用されていた点字印刷機および点字製版機は、資料的価値あるものとして新たに再生させ伝統資料として本校図書館に展示することとした。 また、サイレントプリンターについては、現在使用しているプリンターが故障した場合の予備として所有する。 |
| 35 学校徴収金の徴収金額の妥当性について 実費支弁的な意味合いを持つ学校 徴収金については、余剰が出れば生 徒・保護者に返金すべきものである ので、過剰な残高が残らないような 適正額を算出して徴収するように改 善されたい。 | 教材費に過剰な残高が残らないよう適正額を徴収する こととした。 |

監査対象:群馬県立榛名養護学校

| 意見 | 改善措置 |
|--|---|
| 10 契約の解除について 契約の解除に関して書面を交わし ていないため、その事実や解除に関 する合意内容について客観的に確認 できない状況にある。 | 契約の解除に関しては書面で交わすこととした。 |
| 17 公有財産台帳の管理について | 別掲(「各県立学校共通項目」参照) |
| 31 学校が負担すべき支出を私費会計で負担していることについて 支出の趣旨、目的や内容を吟味して、本来学校が負担すべきものと私費として生徒・保護者が負担すべきものの区分を明確にする必要がある。 (3) 本来学校が負担すべき会費や受講料等がPTA会計から支出されている事例 | 学校が負担すべき会費や受講料等については平成18年度分の支出から公費負担に改めた。 |
| 36 修学旅行積立金の取扱について 修学旅行積立金の集金、記帳及び 返金時の取扱につき改善すべき点が 見られた。 | 小学部は平成18年度から旅行の実施前に一括して集金するように改めた。 中学部と高等部は平成19年度から金銭を受領した段階で現金出納帳に記帳し、当日か翌日に通帳への入金を行うこととした。 平成18年度末の返金からは、領収書を取り付けるか、返金の際に受領印をもらうか、どちらかを行うこととした。 |

各県立学校共通項目

| 監査結果<指摘事項> | 改善措置 |
|--|--|
| 23 授業料免除基準の運用について 授業料免除の基準につき、その運 | 平成19年度中に資産状況の調査内容を十分に検討した上で運用規程を改正し、平成20年度から適用するこ |
| 用面を見直す必要がある。 | ととした。 |
| 29 学校徴収金に関する規程などの整備について 学校徴収金の徴収・管理・執行が適正かつ効率的に行われ、その透明性が確保できるような統一的な事務処理基準を策定し、これに則って事務処理をするべきである。 | 平成19年度中に学校徴収金に関する事務を校務と位 置づけるかを検討し、それに基づき平成20年度末まで に統一的な事務処理基準を作成する。 |

| 意 見 | 改善措置 |
|--|---|
| 5 随意契約の見積業者が長期・固定化していることについて 指名業者、見積徴取業者の選定に長期・固定化の傾向が見られる。実質的な競争原理の確保・充実を図る必要がある。 | 学校警備委託については、平成18年度から原則5か年の長期継続契約とし、指名競争入札による委託契約に変更した。 ソフトウェアライセンス契約については平成18年度から一般競争入札を導入した。 他の契約については個々の契約ごとに見積業者の拡大や競争入札の可能性について検討する。 |
| 6 随意契約において見積合せの省略 理由が不明確な事例について 見積合せの省略理由が不明確な事 例が見受けられた。 | 見積合せの省略理由を明確にすることとした。 学校警備委託については平成18年度から長期継続契 約とし、指名競争入札に変更した。 |
| 14 備品の現品確認の方法及び対象範囲の見直しについて 備品の現品確認について、現物確認の方法に関する内部規程の作成及び対象範囲の見直しを検討することが望まれる。 | 現品確認の方法について、内部規程を作成する。 備品となる対象物品の基準の見直しを県として検討す る。 |
| 15 備品整理票の貼付について 備品整理票の貼付について改善す べき事項が散見された。 | 備品整理票のはり付け漏れ・毀損についてははり付け・補修を行った。今後は定期の現品確認時に整理票の状況を確認し、補修等を行うこととした。 旧備品整理票がはり付けられていた備品については新備品整理票に張り替えた。 一式計上となっていた教育用コンピューターについては管理簿等で個別管理することとした。 |
| 17 公有財産台帳の管理について 施設の現況と諸台帳、図面等との 符合の適否についての調査を義務ている土地・建物・工作物に関するされる土地・建物・工作物に関録録さればならなければならない。 また、明らかに備品に該当すおでなければならかに備品に該当するものが、建物の一部に含財産管理、発制の人札及び財産管理、発制の人札及び財産管理、発売のが、対しての一定の分類基準を定める。 | 財産台帳の管理については、文部科学省の公立学校施設台帳作成の機会を捉え、公有財産と諸台帳、図書等との符合の確認を行うこととした。 建物附属設備と備品の分類については、文部科学省通知「公立学校施設費国庫負担(補助)事業に係る対象経費について」に準じて基準を作成し、適正に運用することとした。 |
| 21 県の機関における機器備品相互利用の推進について 限られた教育資源を有効に使用するために、県の機関における機器備品の相互利用に取り組むことを検討されたい。 | 公用車やマイクロバス等について共用を開始した。今 後も機器備品の相互利用については積極的に取り組むこ ととした。 |

| 意見 | 改善措置 |
|---|---|
| 22 学校図書館の位置づけ及び図書の取得・維持管理について 学校図書館の位置づけが各校によって統一されておらず、また、学校図書館における図書の取得・維持管理は県内各校において一様ではなく、統一的な基準が策定されていない。 | 部会が作成した「群馬県高等学校図書館整理基準」にあ |
| 28 教育実習生の実習謝金について 教育実習生の実習謝金について は、県の収入として処理できるよう な制度の検討が望まれる。 | これまで教育実習生の実習謝金については、徴収しないように指導してきた経緯があり、こうした経緯も踏まえ、実習謝金の取り扱いについて検討する。 |
| 41 私費会計についての監査の必要性について 私費会計について、今後県として 何らかの形でその適正性のチェックを行っていくことを検討されたい。 | 学校徴収金に関する統一的事務処理基準を作成する際 に、県としての監査の必要性の検討を行う。 |
| 43 情報セキュリティに関する規程の 内容について 情報セキュリティに関する規程の 内容につき、一部見直しが求められ る。 | 平成16年3月に発出した「情報セキュリティ実施手順の作成について(通知)」の見直しを行い学校へ周知 徹底した。 |
| 44 データ管理方法について 教員の作成・使用しているデータは、パソコンやサーバーに保管せず、 MO等の大容量記憶装置に保管する ことを推奨しているが、MO等の記 憶装置の保管方法についてさらに強 化されたい。 | ていることから、学校の情報担当者の会議・研修会等の機会毎に具体的な事例をあげ、その取扱いを説明して周知を図り、情報の管理の徹底を図る。 |
| 46 行政コスト計算書の活用について 県の財政は年々厳しさを増している中、行政の一環としての県立学校の運営についても効率経済性の評が求められる。経済性の評がする。経済が大きして、でありまれた。場別を出ります。 であるとして、経済であり、経済であるとして、の費用が対別、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は | |

監査対象:(教)管理課

| 監査結果<指摘事項> | 改善措置 |
|--|------|
| 47 回議書に記載すべき事項の記載漏れについて 回議書に記載しておくべき事項が記載漏れになっている事例が検出されたので、適切に記載するように十分に注意すべきである。 | |

| 意見 | 改善措置 |
|--|---|
| 48 指名競争入札における落札率の高い契約について 指名競争入札を採用している契約の中に、予定価格と落札価格が近似している案件が散見されており、競争原理が効果的に生かされていないおそれがある。早急に抜本的な入札契約制度の改革に取り組む必要がある。 | 入札契約制度を改正し、条件付一般競争入札の方法による契約の範囲を、3億円以上から5,000万円以上に拡大するなど、入札契約制度改革を実施した。 |
| 49 教職員公舎について 教職員住宅はその必要性を見直 し、へき地を除き基本的に廃止すべ きであると思われる。過去に廃止し た教職員住宅の跡地で未利用のもの は、早急にその利用の方法を検討し、 利用が見込まれないものは早急に売 却整理を行う必要がある。 | |
| 50 火災共済付保状況について 校舎等学校施設の火災保険加入率は16.6%しかなく、付保していない高額な建物があるが、リスク管理の観点から見直しを検討する必要があるのではないかと思われる。 | 火災リスクの大きい校舎等学校施設については、可能 な限り加入する。 |
| 51 高校建設工事における分離・分割 発注について 高校建設工事において、受注機会 の確保という政策目的の達成のため に分離・分割発注が行われている。 一括発注方式に比較してコストが増 加するが、今後県として、そのコスト増加の許容範囲に関する一定の基 準の策定を検討することが望まれ る。 | コスト増加の許容範囲に関する一定の基準の策定について、他の公共事業所管局とも連携して検討する。 |
| 52 指名競争入札における複数回の入札による落札について 指名競争入札において第1回目の入札で予定価格を上まわり、複数回の入札で落札した場合の案件について確認したところ、すべての入札案件について、落札に至るまで同じ業者が最低価格を提示していた。 | 平成18年度から入札回数は原則1回とし、落札しない場合は指名業者を入れ替えた。 |

| 意見 | 改善措置 |
|---|---|
| 53 仮設校舎リース契約における問題について | 指名業者は、物件等購入契約資格者名簿から選定する とともに建築完成検査の手続きを契約内容に盛り込むこ |
| 仮設校舎リース契約について改善 すべき点が見受けられた。 | ととした。 |
| 54 県立学校の耐震診断及び補強工事について | 耐震補強事業計画を策定し、計画的に事業を執行する こととした。 |
| 補強工事未実施の99棟について は今後すぐに着手できないおそれが ある。実際にそれらの建物を教育に 使用しているものについては、早急 に工事を完了することが望まれる。 | |
| 55 学校校舎・施設の大規模改修計画 について 大規模修繕が必要な箇所と実施す べき時期を検討、調査し、大規模改 修計画を策定する必要がある。 | 大規模改修計画を策定し、計画的に事業を執行する こ ととした。 |

監査対象:(教)福利課

| 監査結果<指摘事項> | 改善措置 |
|---|------|
| 56 恩給等支給誤りについて 恩給等の支給金額の算定に誤りが あった。関係法規に基づき適切に支 給しなければならない。 | |
| 57 群馬県教職員互助会の退職給与引当金について 群馬県教職員互助会の退職給与引 群馬県教職員互助会の退職給与引額 当金の計算による退職による記職 を自己都合による退職による を自己を記 を自己を記 を自己でよる を記 を記 を記 を記 を記 を記 を記 を記 を記 を記 を記 を記 を記 | |

| 意見 | 改善措置 |
|--|---|
| 58 群馬県教育委員会(事務局・県立学校等)職員の定期健康診断について で 標記の定期健康診断業務については、随意契約で過去15年間同一の財団法人1者に委託しているが、競争原理が働いていないと思われるので契約方法の見直しをすることが望まれる。 | 平成19年度県立学校新規採用職員の採用時健康診断については、契約方法を見直し、3者から見積書を徴収した。 県立学校等職員の定期健康診断については、契約方法の見直検討を行う。 |
| 59 退職手当の将来負担額について | 別掲(「県として検討すべき項目」参照) |

監査対象:(教)学校人事課

| 意見 | 改善措置 |
|--|---|
| 60 人事異動に関する処理について 個人別履歴デ・タは現在手書き管 理しているので甚だ能率が悪く、早 急に電算化をする必要がある。 | 平成17年度から平成19年度までの計画である「群 馬県教育委員会人事管理システム開発」事業により、人 事記録のデータ化に取り組んでいる。 |
| 61 教育職と一般行政職の給与水準の 比較について 教育職の給与水準について一般行 政職と比較して優遇あるいは格差が あるが、その見直しを行う時期に来 ているのではないかと思われる。 | |
| 62 「教職調整額」について 「教職調整額」についてはその存 在を含めて見直し検討が必要である と考える。 | 教職調整額の支給について定めた「公立の義務教育諸 学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」の取扱 い等に係る国の見直しの結果を受けて適切に対応する。 |
| 63 平成17年度までの人事評価の問題点について これまでの人事評価については、評価項目が少ない上に、評価が単純である。また勤務評定書では抽象的な表現が含まれているケースが散見される。またこの評価が給与等には反映されず、また評価対象者に開示されていない。 | 平成18年度からスタートさせた新しい人事評価制度では、評価項目を分類して多面的、総合的、具体的な評価を行っており、評価対象者への開示も行っている。また、将来的に評価の給与等への反映を行うこととしている。 |
| 64 平成18年度からの人事評価と優秀教員表彰について 県教育委員会では毎年優秀教員表彰を行ってきている。これは各学校長の評価を基礎に優秀教員表彰審査会の選考を経て県教育委員会が決めるものである。ところが平成18年度より新しい人事評価とが混在している。 | 平成19年度から平成20年度にかけて設置する「人事評価制度検討委員会」で、新しい人事評価制度と優秀教員表彰制度との関連について検討を行う。 |

監査対象:(教)高校教育課

| 監査結果<指摘事項> | 改善措置 |
|--|------|
| 65 高等学校定時制課程修学奨励金の債権調書残高の不一致について標記の奨励金の債権調書(管理簿)上の残高と実際残高の間に不一致があった。適正な残高の把握を徹底すべきである。 | |

| 意見 | 改善措置 |
|--|---|
| 66 高等学校定時制課程修学奨励金の 運用面の見直しについて | 支給対象者の範囲や保証人の保証能力の審査等につい て、実態等を調査研究の上、他県状況も勘案し改善する |
| 標記の奨励金について、(1) 奨励金支給対象者の基準及び(2)保証人の保証能力の審査について見直しが望まれる点があった。 | |
| 67 高校入試問題印刷契約における 情報漏えい防止について | 人試問題の情報漏洩防止については、平成18年度から契約書に加えて印刷業務全般に関わる管理責任者を特 |
| 高校入試問題印刷契約における情報漏えい防止をより一層徹底するため、特定書面を交わすことが望ましい。 | 定する「管理責任者等選任通知書」を作成した。 |
| 68 随意契約において見積合せ省略理 由が不明確な事例について | 「ぐんま未来塾演習等業務」については、数社からの プロポーザル(提案)を審査し、業者を決定した。 |
| 1 者随意契約理由として適当でな いものがあった。 | フロップの(元水)と出土の、木口で水たのに。 |
| 69 高校改革・改編等の効果の測定、 評価について | 学校教育については、県民や地域住民の関心が高く、 教育を充実させる方向での要望が強い。今後、高校教育 |
| 高校教育改革については、効率性、 経済性の観点はあまり考慮されてい ないが、限りある教育資源を考慮す れば、行政コストの観点からの検討 は重要なことと思われる。 | 教育を充美させる方向での要望が強い。今後、高校教育 改革を推進するに当たっては、教育の質的向上の観点や 地域活性化の観点、経済性の観点などを踏まえて、総合 的に判断し取り組む。 |

監査対象:(教)スポーツ健康課

| 意見 | 改善措置 |
|---|--|
| 70 群馬県立学校児童生徒健康診断の 業務委託について 標記の定期健康診断業務について は、随意契約で過去15年間同一の 財団法人1者に委託しているが、競 争原理が働いていないと思われるの で契約方法の見直しをする必要があ る。 また、健康診断の実施にあたって は、受診状況の取りまとめを行われ たい。 | 学校保健法に基づく児童生徒の健康診断の趣旨目的を 前提とした上で、契約方法の見直しについて検討する。 予定価格は、他県の状況等も参考にし積算する。 受診者数、受診率、未受診理由の調査取りまとめを行 うとともに、その内容把握と分析を行う。 |
| 71 群馬県立学校室内空気検査実施委託について 標記の室内空気検査業務については、過去3年間6者指名競争入札で契約しているが、予定価格の設定に見直しをすべき点が見受けられた。 | 群馬県立学校室内空気検査実施委託は、平成17年度で終了したが予定価格の設定については、前年度契約価格も参考にすることを再確認した。 |
| 72 群馬県立学校簡易水道検査実施委託について 標記の簡易水道検査業務については、1者随意契約で委託しており、 見積書の徴収は省略しているが、原 則どおり見積書は徴収する必要がある。 | 平成18年度から見積書を徴収した。 |
| 73 学校給食の外部委託について 学校給食業務の外部委託について 改善すべき点があると思われる。 | 県立で完全給食制度のある学校は特別支援学校であり、 流動食、刻み食など個別のきめ細やかな対応や1日3食 の給食の実施など各学校の実情を考慮した上で外部委託 も含めて学校給食のあり方について検討する。 |

監査対象:群馬県総合教育センター

| 監査結果 < 指摘事項 > | 改善措置 |
|---|--|
| 74 講師等への謝礼の1者随意契約について 随意契約の見積合せ省略理由の記載がないものがあった。 | 1 者随意契約は例外的であることに留意し、県財務規則に規定された根拠条項を明記するとともに、当該条項に適合した理由を回議書類に明確に記載するよう平成18年9月から徹底した。 |
| 75 備品の現品確認について 備品の現品確認は、県財務規則第 231条に規定されており、規定に 従い実施すべきである。 | 平成19年度からは、県財務規則第231条の規定に基づき、毎年度8月中に現品確認を実施するように徹底した。 |
| 76 薬品の管理状況について 教育センターは、毒物・劇物に指 定されている薬品を取り扱っている ことから、適正な保管管理を徹底す べきである。 | 平成19年1月に群馬県化学物質環境安全管理の指針に基づき、化学物質自主管理マニュアルを作成した。 平成18年9月から金属製の薬品庫には、主に液体の 試薬を保管し管理することとし、薬品管理室の鍵及び薬 品庫の鍵については、使用簿を作成し、管理を徹底した。 毒物・劇薬についても、平成18年9月から定期的に 在庫の管理を行うよう改善した。 |

| 표 ㅁ | 76 ** 1# |
|---|--|
| 意 見 | 改善措置 |
| | 一般県民や教職員を対象とする教育フェスタや報告会を開催するとともに、調査研究の概要版を冊子にまとめ各学校に配付した。調査研究の全容をWeb上に公開するとともに 調査研究の成果等を研修講座に取り入れることとした。 |
| 78 研修の充実について 初任者研修等に関して国庫補助制度が終了し、県単事業になったことから、講座数、研修日数等の減少は避けられないと思われる。 研修の重要性を考えたとき、今まで以上に研修目的を明確にし、重点化や効率化に努めなければならない。 | 教育の今日的課題等を考慮し、それぞれの研修について、研修の対象者を明確にし、研修目的、内容、方法等をこれまで以上に工夫する。 研修参加者アンケートの自由記述欄の意見等を参考に研修日数や研修時間等を検討する。 |
| 79 個人別研修評価について 個人別研修評価と研修状況の把握 及び指導は、今後の課題として取り 組むことが望まれる。 | 個人別研修評価と研修状況の把握・管理について、そ の目的や方法及び活用方法等を含め、今後の課題として 検討する。 |
| 80 教育研修員育成事業に係る課題について 教育研修員育成事業によって指導力の向上を図ることが期待される。 また、指導力向上研修につき検討すべき点が見受けられた。 | 教育実践上の課題研究を行う特別研修を廃止し、授業 改善研修を行う特別研修の枠を広げた「ぐんま教師塾」 を開設し、授業改善を目指す者誰もが応募し易くした。 指導力向上研修については、学校人事課と連携を図り、 その目的、内容、方法等について市町村教育委員会への 周知を検討する。 |
| 育支援センターともに今後重要性が | には専用サーバーを構築し、指導案や教育関係資料をデ ジタル化し、インターネットを介して提供できるように |
| 82 備品管理における一式管理について て 個々に利用し、管理すべき備品が 備品管理台帳上、一式管理されている。 | 備品管理台帳へは、契約毎に一式登録するのではなく、 個々の備品の利用目的に沿って登録するよう徹底した。 |

| 意見 | 改善措置 |
|--|---|
| 83 備品を調達するにあたってリース 等の方法の検討について コンピューターを調達するにあた って購入契約とリース契約による場 | 取得方法については、リース料率、金利の動向等の経済性や使用中のメンテナンス経費の負担の状況等を研究し、一定の基準について検討する。 |
| 合があるが、取得方法について比較 検討する一定の基準を示すことが必 要である。 | |
| 84 宿泊棟施設の利用状況について | 将来的な研修実施計画、宿泊研修のあり方等を勘案し |
| 利用状況の低い宿泊棟があること から、今後の利活用に関する検討が 必要である。 | た上で、宿泊棟の利活用方法を検討する。 |
| 85 重要物品の利用状況について | 現品確認結果を踏まえ、使用頻度が低い備品について |
| 教育センターは教職員の研修センターではあるが、その保有している 備品は県民財産の一つであり有効利 用されるよう努められたい。 | は使用頻度の見通し、学校現場での活用等を検討した上で、管理換え・貸出しや廃棄処分の手続きを行う。 |
| 86 光熱水費節減について | 電力使用量を抑制し経費節減を図るため、電気使用量 |
| 光熱水費の節減努力は行っている が、さらに節減の検討をされたい。 | 電力使用量を抑制し経貨即減を図るため、電気使用量 警報システムを導入した。 |

県として検討すべき項目

| 意見 | 改善措置 |
|---|--|
| 59 退職手当の将来負担額について 将来における多額の退職手当の発 生は確実に見込まれるものであり、 県として財源確保等の対策が必要と 思われる。 | 職員数の削減を始めとした行財政改革の徹底と合わせ、 退職手当債の発行により財政負担の平準化を図る。 |